

表 1（令和 7 年度作成分）

基本構想・基本計画等作成調【教育厚生委員会】

（〔事業費〕単位：千円）

番号	事業年度	所 属	構 想 ・ 計 画 名	事業費	作成期間	目 的	成 果 及 び 今 後 の 対 応 等	成 果 品 等 の 添 付
1	R 7	市民健康部 感染症対策室	長崎市新型インフル エンザ等対策行動計画	0	R 7 . 4 ～ R 8 . 2	新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条において、市町村長は都道府県行動計画に基づき市町村行動計画を作成することとなっており、令和 7 年 3 月に長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されたことを受けて見直しを行う。	本行動計画は、市町村行動計画作成の手引き及び長崎県行動計画の内容を参考に、長崎市保健所運営協議会における審議及びパブリックコメントを経て策定した。 今後は、本行動計画に基づき次の感染症危機の際に迅速な対処ができるよう、あらかじめ対応策を整理し、平時から万全の備えを行う。	なし (配布済)
2	R 7	教育委員会 総務課	第 5 次長崎市教育振興基本計画	0	R 7 . 4 ～ R 8 . 3	教育基本法に基づき、地方公共団体の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定する。	長崎市第五次総合計画後期基本計画の策定に合わせ、第 5 次長崎市教育振興基本計画を策定した。 本市の教育に関する成果や課題を整理し、教育行政の総合的かつ計画的な推進に取り組む。	なし (配布済)

表 2（令和8年度作成分）

基本構想・基本計画等作成調【教育厚生委員会】

（〔事業費〕単位：千円）

番号	事業年度	所 属	構 想 ・ 計 画 名	事業費	作成期間	目 的	方 法 及 び 事 業 効 果 等
1	R 8	福祉部 福祉総務課	長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	763	R 8. 4 ～ R 9. 3	老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を、長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）（計画期間：令和9年度～令和11年度）として一体的に策定する。	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するために地域の課題を分析してサービス提供体制等を構築することや、高齢者ができるだけ要介護状態とならずに自立した生活を送るための取組みを進めることが重要となっている状況を踏まえ、本計画を策定する。 なお、地域の高齢者の状況を把握するため、高齢者に対して生活状況、健康状態及び介護・福祉サービスに関するアンケート調査を実施する。 また、計画の策定にあたっては、高齢者の福祉に関する事項を調査審議する長崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において審議を行う。
2	R 8	福祉部 障害福祉課	長崎市第8期障害福祉計画・長崎市第4期障害児福祉計画	3,551	R 8. 4 ～ R 9. 3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の円滑な提供及びサービス提供基盤の計画的な整備促進を図るため、長崎市第8期障害福祉計画及び長崎市第4期障害児福祉計画（計画期間：令和9年度～令和11年度）を策定する。	本市における障害者の実情、ニーズ、障害福祉サービスの利用状況や課題等を的確に把握するため、障害者及び事業者に対するアンケート調査を実施するとともに、広く市民の意見を求めた結果を分析・反映することにより、障害福祉サービス等の種類ごとの必要量の見込みやその確保のための方策等について、実効性のある計画を策定する。 なお、計画の策定にあたっては、障害者基本法に定める合議制の機関である障害者施策推進協議会において審議を行う。
3	R 8	市民健康部 健康づくり課	第5次長崎市食育推進計画	551	R 8. 4 ～ R 9. 3	食育基本法に基づき、市民一人ひとりが生涯にわたって健全な食生活を実践するために、本市の食育に関する施策の総合的・計画的な推進を図ることを目的として、第5次長崎市食育推進計画（計画期間：令和9年度～令和13年度）を策定する。	長崎市食育推進会議における審議を経て策定する。 食育を推進する各分野において、「市民一人ひとりが『食』について意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践する」ために、関係機関等との連携及び意識を共有しながら、めざす姿の実現を図る。
4	R 8	教育委員会 生涯学習施設課	第四次長崎市子ども読書活動推進計画	0	R 8. 4 ～ R 9. 3	子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定された国の第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画及び第五次長崎県子ども読書活動推進計画を踏まえ、本市における子どもの読書活動を推進するための計画を策定する。	第三次計画における成果と課題を踏まえ、関係課と協議し、長崎市図書館運営協議会での審議等を経て策定する。 策定によって、多様な子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備を進める。